

# 安平町貨物自動車運送事業者に対する 燃料価格高騰支援金について（再掲）

## ■対象事業者

次の①、②を満たす事業者が対象となります。

- ①令和4年2月1日現在、安平町に営業所を有する法人または個人事業者
- ②貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む事業者

## ■対象車両

令和4年4月1日時点で有効期間内の自動車検査証がある事業用車両（緑ナンバー、黒ナンバー）

※被牽引車または原動機（エンジン）の搭載がない自動車は対象外となります。

自動車検査証の事項	要件
登録年月日	令和4年4月1日以前
自動車の種別	「普通自動車」、「小型自動車」または「軽自動車」
用途	「貨物」または「特種」
自家用・事業用の別	事業用
燃料の種類	「ガソリン」または「軽油」等
使用者の氏名または名称	申請者と同一または同一法人
使用の本拠の位置	町内住所であること
有効期間の満了する日	令和4年4月1日以降

## ■支援金額 ※支援金額は1事業者あたり50万円が上限。

- ①大型自動車、中型自動車（車両総重量5t以上または最大積載量3t以上 ※道路交通法による基準）  
1台あたり 40,000円
- ②普通自動車、軽自動車（車両総重量5t未満または最大積載量3t未満）  
1台あたり 20,000円

## ■申請書類

町ホームページからダウンロードしてください。また、商工観光課商工観光労働グループ（総合支所）、税務住民課住民生活グループ（総合庁舎）でも配布しています。

- ①申請書（町様式）
- ②誓約書（町様式）
- ③対象車両すべての自動車検査証の写し
- ④運輸局からの貨物自動車運送事業許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書等のいずれかの写し（貨物軽自動車運送事業については届出書の控え用の写し等）
- ⑤通帳の写し
- ⑥本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

## ■申請先

商工観光課商工観光労働グループ（総合支所）、税務住民課住民生活グループ（総合庁舎）

## ■申請方法

郵送または持参

## ■申請期限

1月31日(火)（消印有効）

問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083（受付時間 平日8時30分～17時15分）